

◆ 令和5年度 部長マニフェスト ◆ 健康福祉部長

部の概要

所属課と人員
(R5.4.1現在)

福祉総務課(生活福祉担当含む)・しょうがいしゃ支援課・高齢者支援課(地域包括ケア推進担当含む)・保険年金課・健康まちづくり戦略室・新型コロナウイルス感染症自宅療養支援室

191人



部の運営方針

ソーシャルインクルージョンの理念を柱に、人を大切にして、互いに支えあえる地域づくりを推進し、市民が安心して地域で暮らし続けられる施策を展開します。

生活に困りごとが生じた際に、市民が市役所に気軽に相談でき、一緒に考えて問題を解決できるよう包括的な相談支援体制を構築していきます。また、市民が法制度の狭間で複合的な困りごとを抱えた際にも、きちんと支援が届く重層的な支援体制構築に向けた取り組みをすすめます。

令和4年度に策定した第3次国立市地域福祉計画の進捗を管理するとともに、令和6年度から計画期間となる「国立市地域包括ケア計画(第9期国立市介護保険事業計画及び第7次国立市高齢者保健福祉計画)」「国立市しょうがいしゃ計画」「第3期国立市国民健康保険データヘルス計画」の策定に取り組みます。

令和5年度の重点項目

No.	項目	具体的内容	達成状況(年度末評価)	達成度
1	第3次地域福祉計画の進捗管理	令和4年度に策定した第3次地域福祉計画の進捗について、国立市地域福祉推進委員会を開催して共有し、計画の推進に努めます。 また、国立市地域福祉計画の「わかりやすい版」をしょうがい当事者の方とともに作成していきます。	第3次地域福祉計画については、内部で計画の情報共有と今後の方向性の検討を行いました。 わかりやすい版については、しょうがい当事者とともに打ち合わせを重ねて実施しました。引き続き当事者の方の意見を聞きながら、わかりやすい版について作成していきます。	B
2	誰もがあたりまえに暮らすまちの実現にむけた取り組みの推進	国立市しょうがいしゃ施策推進協議会において国立市しょうがいしゃ計画の中間評価を行った後、令和6年度から7年間の次期当該計画の策定に取り組みます。 国立市手話言語条例について、令和4年4月から5月にかけてパブリックコメントを行い、令和5年度中の条例策定にむけて取り組みを進めます。 地域参加型介護サポート事業の見直しにむけて、しょうがい当事者の方との話し合いの場を継続し、課題整理を行いながら具体策を提案していきます。	国立市しょうがいしゃ施策推進協議会において、令和5年8月に現行の第2次しょうがいしゃ計画に定めた施策目標の中間評価を終え、答申を受け取りました。同月、次期の第3次しょうがいしゃ計画の作成を諮問し、審議を開始しました。当事者委員への配慮をするなかで毎月の審議スケジュールを調整し、令和5年度中に合計10回開催し、計画策定に取り組みました。 国立市手話言語条例について、第3回定例会を経て制定しました。また、令和5年11月には、同条例の周知啓発活動のため市民まつりに参加した他、12月の人権月間において、市内企業と連携し、手話を使ったイベントを開催しました。 地域参加型介護サポート事業について、当事者や社会福祉協議会と協議しながら具体的な構想をまとめました。また、包括連携協定を結んでいる市内大学へ事業への協力を呼び掛けた他、令和5年11月の人権月間において、市民向け周知イベントとしてフォーラムを開催しました。	A
3	第3次国立市地域包括ケア計画の策定	介護保険法に基づく第9期介護保険事業計画と第7次高齢者保健福祉計画を一体のものとして第3次国立市地域包括ケア計画の策定をすすめます。 当該計画について国立市介護保険運営協議会からの答申を受け、令和5年度中に計画を策定し、令和6年度からの介護保険料設定、関連条例の改定を行います。	第3次国立市地域包括ケア計画について、計画素案について令和6年1月31日から2月20日にかけてパブリックコメントを行い、3月19日に国立市介護保険運営協議会から答申を受け、市としての計画を策定しました。 また、令和6年第1回定例会を経て、介護保険料設定を含む介護保険関係条例を改定しました。	B

4	生活保護業務における自立を目指した支援体制の充実・強化	受給している方の生活向上に向けて、組織的に方針を定めて支援を行っていきます。 ケースワーカーによる訪問活動について、計画策定から実施、その後の記録作成などを生活保護システムを利用して進行管理を行い、利用者の生活状況の把握に努めていきます。	適時、福祉事務所としての援助方針を定めるための会議を実施しました。 訪問活動の進捗管理を行い、973世帯中、2回訪問278世帯、1回訪問577世帯（令和6年3月18日現在）で、全体の約7割の世帯へ訪問ができました。訪問できない世帯については電話や面接等を行いました。訪問率が昨年度と比較すると向上しており、全体的に、利用者と職員間の関係構築や利用者の状況把握ができています。	A
5	第3期国立市国民健康保険データヘルス計画の策定	第2期国立市国民健康保険データヘルス計画の効果を検証し、令和6年度から2年間の第3期当該計画を策定します。 直近の国保の状況把握に努め、現状及び前回計画時との比較により明らかにされた市国保の課題に対する解決策を導き出します。	第2期国立市国民健康保険データヘルス計画の評価・効果検証を行い、受診勧奨事業への参加者が増えたことをとりあげ、第3期の計画へ反映させることとしました。 また、同様のデータを使用する第4期特定健康診査等実施計画と合わせて、第3期国立市国民健康保険データヘルス計画を、令和6年3月に策定しました。	B

【達成度】 A…100% B…80%以上100%未満 C…50%以上80%未満 D25%以上50%未満 E25%未満